

運 営 規 程（訪問看護・介護予防訪問看護）

（事業の目的）

第1条 病気やけが等により、家庭において寝たきり又は寝たきりに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた要介護者又は要支援者に対して、訪問看護師等が訪問し訪問看護及び介護予防訪問看護を提供する。この事業は、介護保険の基本理念に基づき利用者の心身の状況を踏まえ、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように生活の質の向上を重視し、健康維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進し、安定した在宅療養が継続できるように支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 居宅（介護予防）サービス事業者を他の事業から独立して位置付け、人事、財務、物品等の管理については、管理者の責任において実施することにする。
- 2 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業を実施するにあたり、保険者、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者、居宅介護支援専門員、居宅（介護予防）サービス事業者等と連携を図りながら、協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 3 緊急時の対応も柔軟に対応ができる体制を整備する。

（事業者の名称等）

第3条 事業所の名称 社会医療法人 新潟臨港保健会
臨港訪問看護ステーション

事業所の所在地 新潟県新潟市東区桃山町1丁目114番地3
電話 025-271-9694 fax025-279-1290

（従業者の資格）

第4条 当事業に従事する者の中に次の職員を置く。また必要に応じ⑤の職員を置くことができる。

- | | | |
|---------------------|---|---------|
| ① 管理者 | } | 2. 5人以上 |
| ② 保健師・看護師 | | |
| ③ 准看護師 | | |
| ④ 事務員 | | |
| ⑤ 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 | | |

- 2 管理者を除く職員は非常勤職員を置くことができる。
- 3 当事業に従事する者は当事業に影響しない範囲内で、他の事業を兼務することができる。

（職員の職務内容）

第5条 事業者は管理者及び職員を次のように配置し、職務内容を次の通りに定める。

- （1） 管理者 1人

- ① 事業運営の管理のついて適正な資質を有する者とする。
- ② 管理者は所属職員を指揮監督し、関係機関との連携を図り設備や備品の衛生管理を図り、併せて緊急の対応を行なうなど、適切に事業を実施できるように統括する。

(2) 看護職員

管理者の指示を受け、主治医の訪問看護指示書に基づき訪問看護（介護予防訪問看護）計画書を作成し、訪問看護（介護予防訪問看護）を実施し、訪問看護（介護予防訪問看護）報告書を作成する。

(3) 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士

必要により訪問看護師と同行または個別に訪問し在宅におけるリハビリテーションを担当する。

(4) 事務員

庶務的業務、会計、給付管理業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 営業日及び営業時間を次の通りとする。

- (1) 営業日 土曜日・日曜日と元日を除く日とする。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。
- (3) 営業時間外の訪問看護については必要性により応ずるものとする。

(訪問看護の利用時間及び利用回数)

第7条 居宅サービス計画書に基づく訪問看護の利用時間及び利用回数は、当該計画に定めるものとする。ただし、医療保険適用となる場合を除く。

(訪問看護・介護予防訪問看護の提供方法)

第8条 訪問看護及び介護予防訪問看護の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者がかかりつけの医師に相談し、主治医が交付した訪問看護又は介護予防訪問看護指示書により、訪問看護又は介護予防訪問看護計画書を作成し、訪問看護又は介護予防訪問看護を実施する。
- (2) 利用者又は家族、介護支援専門員等から当事業者に直接連絡があった場合は、主治医に訪問看護又は介護予防訪問看護指示書の交付を求めるように相談する。
- (3) 利用者に主治医がいない場合は、当事業者から新潟市医師会あるいは利用者の地域包括支援センターに調整等を求め対応する。

(訪問看護の内容)

第9条 訪問看護・介護予防訪問看護の内容は次の通りとする。

- 2 居宅介護支援事業者が作成した、居宅介護サービス計画又は介護予防サービス支援計画に基づいて訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画を立案する。
- 3 訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画を作成するにあたり、利用者や家族の要望を確認し、できるだけ自立した生活が送れるよう援助する。

4 具体的なサービスの内容

- ① 健康管理 ②日常生活援助 ③リハビリテーション ④診療の補助
- ⑤ターミナルケア

(緊急時等における対応方法)

第10条 看護師等は、訪問看護又は介護予防訪問看護実施中に利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは速やかに主治医に連絡し適切な処置を行なうこととする。

2 主治医と連絡が困難又は連絡が取れない場合は救急搬送等の必要な処置を講じるとともに、関係機関等に報告しなければならない。

3 看護師等は前項についてしかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(利用料)

第11条 訪問看護又は介護予防訪問看護を提供した場合は、利用者から介護保険の法定利用料の1割、2割又は3割を徴収するものとする。但し、支給限度額を超えた場合は、全額利用者の自己負担とする。

第12条 通常事業を実施する地域は次の通りとする。

通常の事業実施地域；新潟市東区

通常外の実施地域；利用者の状況により相談とする。

(事故処理)

第13条 訪問看護（介護予防訪問看護）事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、当該利用者の契約終了の日から5年間保存する。

3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

3 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者

を現に擁護するもの) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定)

第 15 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護(指定介護予防訪問看護) の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、訪問看護職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

(苦情処理等)

第 17 条 事業者は、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会(以下「市町村 等」という。)が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(記録の整備)

第 18 条 事業者は、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に対する処置状況の記録

2 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その終了した日から5年間保存しなければならない。

(その他運営にあつたての重要事項)

第19条 訪問看護（介護予防訪問看護）事業者は、社会的使命を十分に認識し、職員の質の向上を図るため、研究・研修の機会を設け、また、適切かつ効率的に訪問看護（介護予防訪問看護）を実施できるよう、職員の勤務体制を整備する。

2 職員は業務上知り得た秘密を決して漏洩しない。また、職員との雇用関係が終了した場合においても、当該職員の知り得た秘密の保持を行なうこととする。

3 訪問看護（介護予防訪問看護）事業者は、提供したサービスについて利用者、又はその家族等からハラスメントを受け、相当と認められる場合や利用者、利用者の家族が施設の指示に従わない場合は、サービスの提供を制限するなど、迅速・適切にかつ誠実に対応し、必要な措置を講じる。

附 則 この規定は平成12年4月1日から施行する。

この規定は平成18年4月1日から介護予防訪問看護を追加し内容を一部変更する。

この規定は平成19年4月1日から政令指定都市移行に伴い内容を一部変更する。

この規定は平成21年4月1日から介護報酬改定に伴い内容を一部変更する。

この規定は平成24年4月1日から営業日変更に伴い内容を一部変更する。

この規定は平成29年9月1日から法人名の変更に伴い内容を一部変更する。

この規定は令和4年5月1日から虐待防止、事故処理について追加し他の内容を見直し一部変更する。

この規定は令和6年4月1日から介護報酬改定に伴い内容を追加変更する。

苦情処理、記録の整備について項目を追加する。